

令和 8 年 5 月 1 9 日  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

民間競争入札実施事業  
図書館における学術情報の管理運用業務の実施状況について

1. 事業の概要

(1) 経緯

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の「図書館における学術情報の管理運用業務」については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）に基づき、平成 30 年度から公共サービス改革基本方針に従って民間競争入札を実施しており、現在実施している事業は 3 期目である。

(2) 業務内容

本業務の内容は、機構の原子力科学研究所に所在する図書館において、図書・学術誌・技術レポート等の受入、目録作成、装備、管理（図書館利用環境の維持、所在検査等）及び配付等の学術情報管理に関する業務全般を行うものである。

(3) 契約期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（3 年間）

(4) 受託事業者

株式会社アSEND

(5) 実施状況評価期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで（2 年間）

(6) 契約金額

32,400,000 円（税抜）

(7) 契約相手方決定の経緯

本業務にかかる落札者の決定は、最低価格落札方式により実施することとしており、実施要項及び入札説明書に基づき入札参加者（3 者）から、令和 6 年 1 月 26 日までに提出された技術提案書について、本件に係る技術審査を行った結果、要求事項をすべて満たしていた。同年 2 月 8 日に開札し、最低価格落札方式により予定価格の範囲内で最低価格を提示した株式会社アSENDを落札者として決定した。

2. 確保されるべき対象業務の質の達成状況及び評価

機構の「図書館における学術情報の管理運用業務」における民間競争入札実施要項（令和 5 年 11 月。以下「実施要項」という。）において定めた確保すべき対象業務の質の達成状況に対する当機構の評価は以下のとおりである。いずれの項目においても業務の質は設定どおり確保されている。

最低限満たすべき水準	評価
<p>図書等の受入れ・目録作成業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構による確認後の修正作業発生割合が年間 20%未満であること。新規に購入する図書等は納品後 4 営業日以内に登録すること。</li> </ul>	<p>○機構による確認後の図書等の目録作成業務における修正作業の発生割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 6 年度：全 38,725 件中 85 件、年間 0.22%</li> <li>・令和 7 年度：全 43,952 件中 158 件、年間 0.36%</li> </ul> <p>また、新規に購入する図書等は全て機構からの発注後 4 営業日以内に登録された。</p> <p>以上のことから図書等の受入れ・目録作成業務は適切に行われており、業務の質が高水準に確保されている。</p>
<p>図書等の装備業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構による確認後の修正作業発生割合が年間 10%未満であること。</li> </ul>	<p>○機構による確認後の図書等の装備業務における修正作業の発生割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 6 年度：全 4,869 件中 2 件、年間 0.04%</li> <li>・令和 7 年度：全 4,165 件中 2 件、年間 0.05%</li> </ul> <p>以上のことから図書等の装備業務は適切に行われており、業務の質が確保されている。</p>
<p>図書等の管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間 3,500 件の所在検査を行い、配架場所の見直しや改善の提案によって適正な図書館利用環境を維持すること。ただし、年間労働時間の範囲内で年間 3,500 件を超える所在検査業務が発生することがある。</li> </ul>	<p>○図書等の所在検査の実施件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 6 年度：5,288 件</li> <li>・令和 7 年度：5,329 件</li> </ul> <p>○配架場所の見直しや改善の提案については次の事項が提案され、適正な図書館利用環境が維持された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新着図書用配架スペースの確保</li> </ul> <p>以上のことから、図書等の管理業務は仕様書に定めた通り実施され、業務の質が確保されている。</p>
<p>図書等の配付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ・目録登録作業完了後 3 営業日以内に発送※すること。</li> <li>※図書館及び情報交流棟から研究室等へ所内便（機構内の配送便）を用いて配布する。</li> </ul>	<p>○図書等の配付業務は仕様書に定めた通り実施され、全て受入れ・目録登録作業完了後 3 営業日以内に発送されたことから、業務の質が確保されている。</p>
<p>雑誌等の受入れ・目録作成業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構による確認後の修正作業発生割合が年間 20%未満であること。新規に購入する雑誌等は納品後 4 営業日以内に登録すること。</li> </ul>	<p>○機構における確認後の雑誌等の受入・目録作成業務における修正作業の発生割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 6 年度：全 6,526 件中 6 件、年間 0.09%</li> <li>・令和 7 年度：全 6,834 件中 9 件、年間 0.10%</li> </ul> <p>また、新規に購入する雑誌等は全て機構からの発注後 4 営業日以内に登録された。</p>

	以上のことから雑誌等の受入れ・目録作成業務は適切に行われており、業務の質が高水準に確保されている。
雑誌等の装備業務 ・機構による確認後の修正作業発生割合が年間10%未満であること。	○機構による確認後の雑誌等の装備業務における修正作業の発生割合 ・令和6年度：全5,079件中2件、年間0.04% ・令和7年度：全5,346件中1件、年間0.01% 以上のことから雑誌等の装備業務が適切に行われており、業務の質が確保されている。
雑誌の製本準備、装備及び配架業務 ・機構による確認後の修正作業発生割合が年間10%未満であること。	○機構による確認後の雑誌の製本準備、装備及び配架業務における修正作業の発生割合 ・令和6年度：全7,821件中0件、年間0.00% ・令和7年度：全3,508件中0件、年間0.00% 以上のことから雑誌の製本準備、装備及び配架業務が適切に行われており、業務の質が確保されている。
雑誌等の管理業務 ・年間3,500件の所在検査を行い、配架場所の見直しや改善の提案によって適正な図書館利用環境を維持すること。ただし、年間労働時間の範囲内で年間3,500件を超える所在検査業務が発生することがある。	○雑誌等の所在検査の実施件数 ・令和6年度：4,394件 ・令和7年度：4,348件 ○配架場所の見直しや改善の提案については次の事項が提案され、適正な図書館利用環境が維持された。 ・雑誌所蔵情報の冊子体及び電子体の紐づけ 以上のことから、雑誌等の管理業務は仕様書に定めた通り実施され、業務の質が確保されている。
雑誌等の配付業務 ・受入れ・目録登録作業完了後3営業日以内に発送※すること。 ※図書館及び情報交流棟から研究室等へ所内便を用いて配布する。	○雑誌等の配付業務は仕様書に定めた通り実施され、全て受入・目録登録作業完了後3営業日以内に発送されたことから、業務の質が確保されている。
利用者支援業務 閲覧対応及び利用者からの依頼に基づく調査対応、文献複写の監督業務等 ・利用者に適正な図書館利用をさせること。	○閲覧対応及び機構内外の利用者からの依頼に基づく調査対応、文献複写の監督業務等は、製本中の雑誌に関する複写依頼や問い合わせ対応に対して、オンライン所蔵目録上での登録を改善したことにより、利用者に適正な図書館利用をさせていることから、仕様書に定めた通り実施され、業務の質が確保されている。

### 3. 実施経費の状況及び評価

#### (1) 実施経費の状況及び評価

本件の契約金額においては、当該業務に必要な備品等は機構から全て貸与するものとしていることから、物件費はなく全て人件費となっている。実施経費については、市場化テスト前（平成 27～29 年度）の従来経費と、第 3 期（令和 6～8 年度）年の経費を比較すると、契約額で約 15.8%

（7,324,650 円）増加している〈表 1 参照〉。

これは、昨今の賃金上昇が主な要因となっていると思慮される。

したがって、賃金上昇率を考慮し比較するため、市場化テスト以前（平成 27～29 年度）の契約額と第 3 期（令和 6～8 年度）の契約額を比較することで従来経費との比較を行った〈表 2 参照〉。

厚生労働省が公表している『地域別最低賃金改定状況（茨城県）』における賃金欄によると、最低賃金について平成 27 年から平成 29 年と令和 6 年及び令和 7 年の平均値を比較したところ約 34.9%の上昇が見られるところであり〈表 3 参照〉、第 3 期の契約額は、平成 27～29 年度の 46,440,000 円の約 34.9%増にあたる 62,642,916 円が見込まれるところ、53,764,650 円であったため実質的には 8,878,266 円（約 14.2%）の人件費の削減がなされたといえる〈表 2 参照〉。よって、実施経費の水準以上の経費削減効果があったものと評価できる。

〈表 1：市場化テスト前後の比較表〉

	契約額（税抜）
市場化テスト前（平成 27～29 年度）	【a】 46,440,000 円
市場化テスト第 3 期（令和 6～8 年度）※	【b】 53,764,650 円
増減額	7,324,650 円
削減率	△15.8%

※第 3 期から「学術情報の管理運用業務（2 人）：32,400,000 円」と「研究開発成果情報の管理等に係る業務（1 人）：21,364,650 円」に分けたことから合計の契約額：53,764,650 円（税抜）を記載した。

〈表 2：契約額（人件費単価）に係る比較（税抜）〉

産業別賃金上昇率を反映した人件費単価 （= 【a】 + ( 【a】 × 【c】 )	【d】 62,642,916 円
削減額 【d】 - 【b】	8,878,266 円
削減率	14.2%

〈表 3：最低賃金改定状況及び上昇率（茨城県）〉

調査年	最低賃金
平成 27 年～平成 29 年平均	771 円
令和 6 年～令和 7 年平均	1,040 円
上昇率	【c】 34.9%

出典：平成14年度から令和7年度までの地域別最低賃金改定状況  
(厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki jun/minimumichiran/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/minimumichiran/index.html))

#### 4. 民間事業者からの改善提案による改善実施事項等

民間事業者からの下記提案により、利用者の利便性を向上させることができた。

##### (1) 新着図書用スペース確保

閲覧室の棚に空スペースがなく、新着図書用のスペースが確保できていなかった状況から、民間事業者の提案により毎年発行される図書資料の過去分の書庫移動を行ったことで、新着図書の配架スペースを確保できた。

##### (2) 雑誌所蔵情報の冊子体及び電子体の紐づけ

オンライン所蔵目録において雑誌を検索した際、冊子体および電子体の双方が利用可能な場合であっても、同一タイトルが別個のレコードとして表示される仕様であった。また、各レコードの詳細情報には資料形態（冊子体・電子体）の別が明示されておらず、検索時に資料形態を誤認するおそれがあった。この課題に対し、民間事業者からの提案により、電子体を利用可能な冊子体レコードに対してIDの紐づけを実施した。これにより、オンライン所蔵目録における冊子体・電子体の対応関係が明確化され、検索の利便性が向上した。

##### (3) 図書背ラベル標記変更

研究室へ長期に貸出を行っている図書の背表紙には、各組織名のラベルが貼り付けられている。組織変更のたびに各組織内でラベルの貼り換えができていないことから所在検査時に相違が判明した。この課題に対し、民間事業者からの提案により組織名の記載方法変更及び資料番号の貼り付けを実施した。これにより、各組織での貼り換え作業が軽減され、図書記載の組織名と所在地との乖離が解消された。

#### 5. 全体的な評価

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの図書館における学術情報の管理運用業務については、下記の1)～5)のとおり、重大な障害や問題は発生しておらず、仕様どおりかつ期限の定めがあるものは期限内に遅滞なく実施されていることから、設定したサービスの質は確保されていると評価できる。また、実施者の創意工夫による改善提案がされたことで、図書館の利用者の利便性向上及び業務の効率化が図られたことは評価できる。

- 1) 実施期間中に民間事業者が業務改善指示等を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為等を行った事案はなかった。

- 2) 機構には、監事及び外部有識者（教授、弁護士等）で構成され、契約の点検・見直しなどを行う「契約監視委員会」が設置されており、その枠組みの中で実施状況報告のチェックを受ける体制が整っている。
- 3) 1期目から以下の取組により改善を図ったところ、今回の入札は3者応札となった。
  - イ) 新規事業者の入札参加の促進
  - ロ) 資格要件の緩和また、イ) 新規事業者の入札参加の促進においては、周囲の機関・大学等へのヒアリングを行い、同様の業務を受託している事業者に対し積極的な声掛けを行った結果、現地説明会参加者及び応札者の増加につながったものとする。

なお、入札説明会に参加したものの応札しなかった企業に対して後日不参加のヒアリングを行ったところ、3社とも人材確保が困難であったとの理由であり、実施要項に参入障壁にあたる点が無かったものとする。
- 4) 対象公共サービスの確保されるべき質に係る達成目標について、目標を達成していた。
- 5) 経費については、予定価格の積算方式を2期で採用した方式から見直したことにより落札率は2期に比べ約30%減少した。また、市場化テスト以前（平成27年度～29年度）の経費と3期（令和6年～令和8年）の経費を比較すると約15.8%増加したが、厚生労働省が公表している『地域別最低賃金改定状況（茨城県）』については、平成27年から令和7年の間で約34.9%の上昇が見られるところであり、実施経費の水準以上の経費削減効果があった。これらは、同様の業務を受託している事業者への声掛け、従前までの入札説明会に加え現地説明会を開催したこと並びに資格要件の緩和が応札者拡大に繋がったものと推測され、結果として各応札者の競争性が働いたと考える。

## 6. 今後の事業

「5. 全体的な評価」のとおり、本事業について総合的に判断すると良好な実施結果を得られていることから、次期事業においては、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日官民競争入札等監理委員会決定）に基づき、市場化テストを終了し、当機構の責任において実施したい。

なお、市場化テスト終了後においても、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳密にチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、評価委員会等第三者チェック機能を維持し、引き続き法の趣旨に基づき公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたい。

以上